

第1回鳴子温泉地域「通学部会」

日時:令和5年7月26日(水)

午後7時～

場所:鳴子公民館公民館(ホール)

< 次 第 >

1 開 会

2 開会の挨拶

3 部会員紹介

4 部会長選出

5 鳴子温泉地域学校再編について……………【資料1】

6 協 議 事 項

(1) 今後のスケジュール(案)について……………【資料2】

(2) スクールバスの運行基準について……………【資料3, 4-1, 4-2】

7 そ の 他

8 閉 会

【配布資料】

資料1	鳴子温泉地域学校再編	【A4 両面 3枚】
資料2	鳴子温泉地域学校統合準備委員会等スケジュール(案)	【A3 両面 1枚】
資料3	スクールバスの運行基準について	【A4 両面 2枚】
資料4-1	鳴子温泉地域児童生徒分布図	【A3 片面 1枚】
資料4-2	児童生徒分布図(〇〇学校)	【A4 片面 枚】

通 学 部 会 員 名 簿

学 校 名	氏 名	役 職
鳴子小学校	青沼 宣陽	教諭
	後藤 みち子	PTA 会員
	小山 秀幸	PTA 会員
川渡小学校	上野 則子	教諭
	小野寺 憲一	PTA 保体部長
	石崎 重身	PTA 会員
鬼首小学校	中澤 堅太	教諭
	高橋 良子	父母教師会会員
鳴子中学校	関口 泰治	教諭
	八巻 麻美	PTA 副会長
	後藤 たけみ	PTA 監事

【事務局】

大崎市教育委員会	職 名	氏 名
教育部教育総務課 学校教育環境整備推進室	室 長	小野寺 晴紀
// 学校教育環境整備推進室	室 長 補 佐	久 本 裕
// 学校教育環境整備推進室	主幹兼係長	鈴 木 健
// 学校教育環境整備推進室	主 事	加 藤 拓 也
// 学校教育環境整備推進室	学校教育専門指導員	玉 水 透
教育部学校教育課	課 長	大場 宏昭
教育部学校教育課	主 幹	大場 卓

鳴子温泉地域学校再編 ～ これまでの取り組みとその方向性 ～

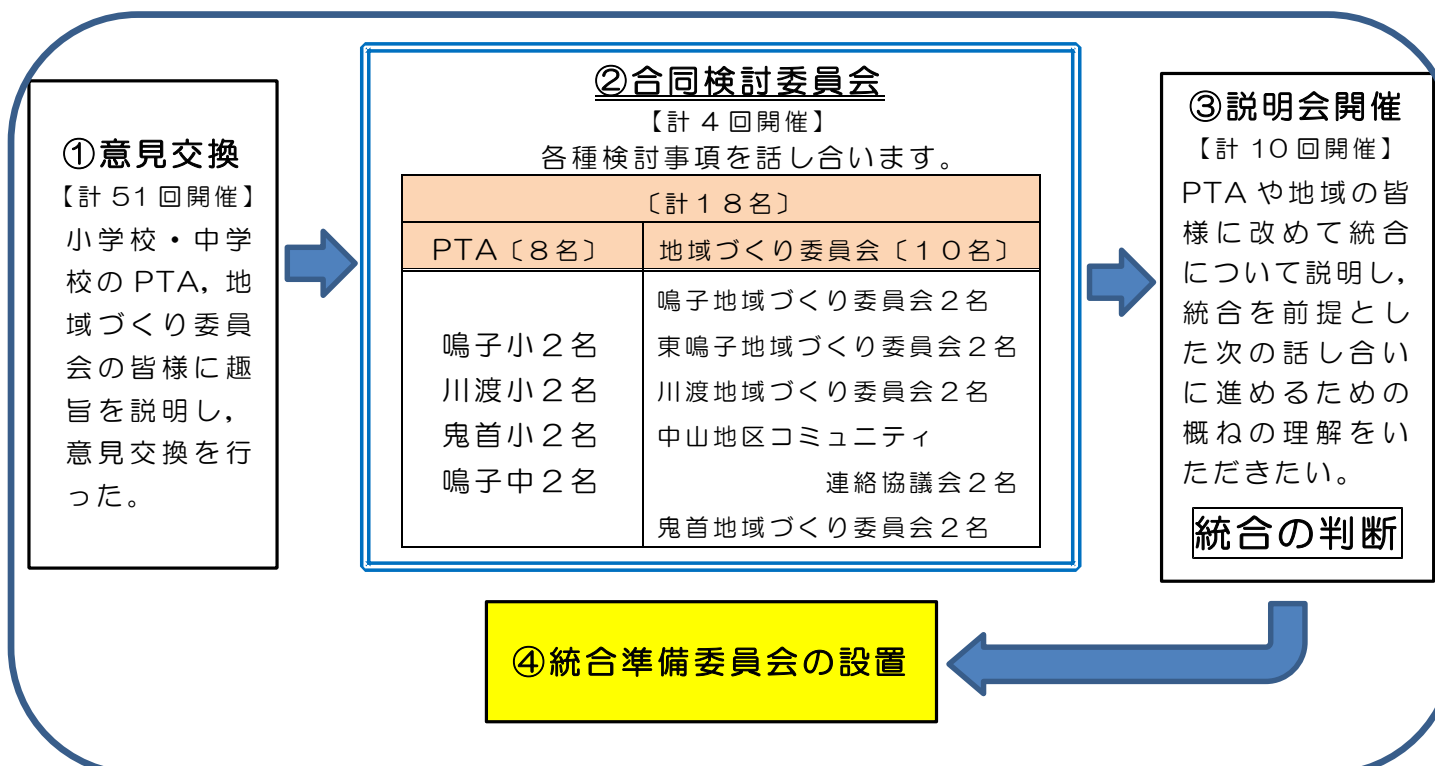
大崎市教育委員会では、少子高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、子どもたちにとって最良の教育環境とはどのような環境か、その環境をどのように整備していくべきかについて検討・模索しています。

義務教育の段階では、子どもたちの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。そのため、学校は単に教科書等の知識や技能を取得させるだけでなく、子どもたちが集団の中で「多様な考えに触れ」、「認め合い」、「協力し合い」、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場であることが重要となります。

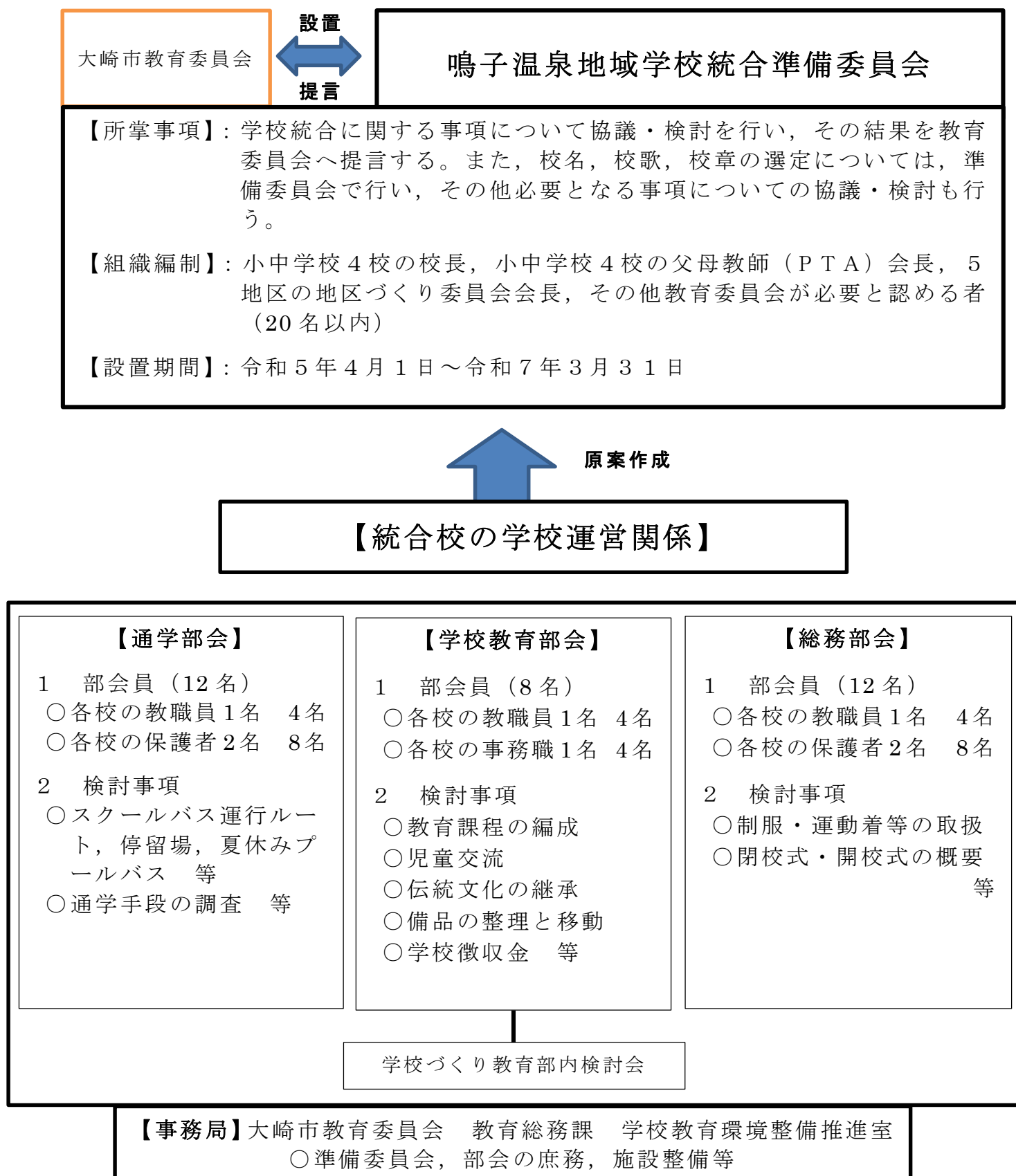
大崎市は東西に約 80 km もの距離があるため、地勢・地理的条件にも差異があることを認識し、地域性についても十分に配慮しながら教育環境の平等性と安全・安心を確保しつつ“子どもたちにとって望ましい教育環境整備”について、地域の方、保護者、教育関係者とともに思索していきたいと考えています。

1 合意形成までの流れ

- ア 教育委員会は検討事項を提示し、合同検討委員会委員との意見交換を行う。
- イ 検討委員は、所属団体等に会議の情報提供や意見を伺う。
- ウ 合同検討委員会の内容を踏まえ、教育委員会は機会を捉えて保護者、地域への説明を実施。
- エ 保護者、地域への説明会において、教育委員会が学校統合に概ねの理解を得たと判断できた場合は、統合準備委員会を設置し、具体的な協議を開始する。



鳴子温泉地域学校統合準備委員会組織図



- * 3部会に部会長を置く。部会長は，必要に応じて準備委員会に参加する。
 * 閉校記念事業（閉校記念誌発行，閉校記念式典開催等）については，各小中学校の閉校記念事業実行委員会で準備を進める。

2 義務教育学校について

- ①「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- ②修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- ③義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。
- ④義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能です。公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。
- ⑤教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているため、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です（「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」文部科学省 より）

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

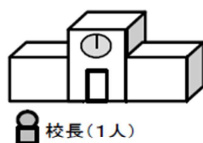
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限：9年
（前期課程6年＋後期課程3年）

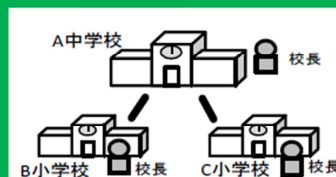


校長（1人）

小中一貫型小学校・中学校

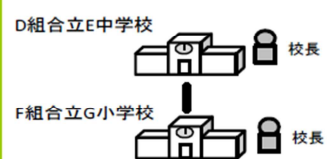
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を兼任

③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

(案)

鳴子中学校区の小中一貫教育構想

1. 小中一貫教育のねらい

(1) 学力の向上

- ・一貫した理念のもと、9年間にわたり教科の系統性に配慮した教育課程が編成でき、充実した学習環境の確保ができる。

(2) 社会性の育成

- ・中学生には思いやりやリーダーとしての規範意識，小学生には憧れの気持ちが醸成され，精神的な安定や成長，社会性の高まりが期待できる。

(3) 中1ギャップの解消

- ・同じ施設において小学校教員にも見守られることにより，小学校から中学校への円滑な移行が期待できる。

(4) 教職員の連携・強化

- ・小学校高学年における教科担任制や小中相互乗入授業等，新たな取り組みの実施により，教員の資質向上が期待できる。

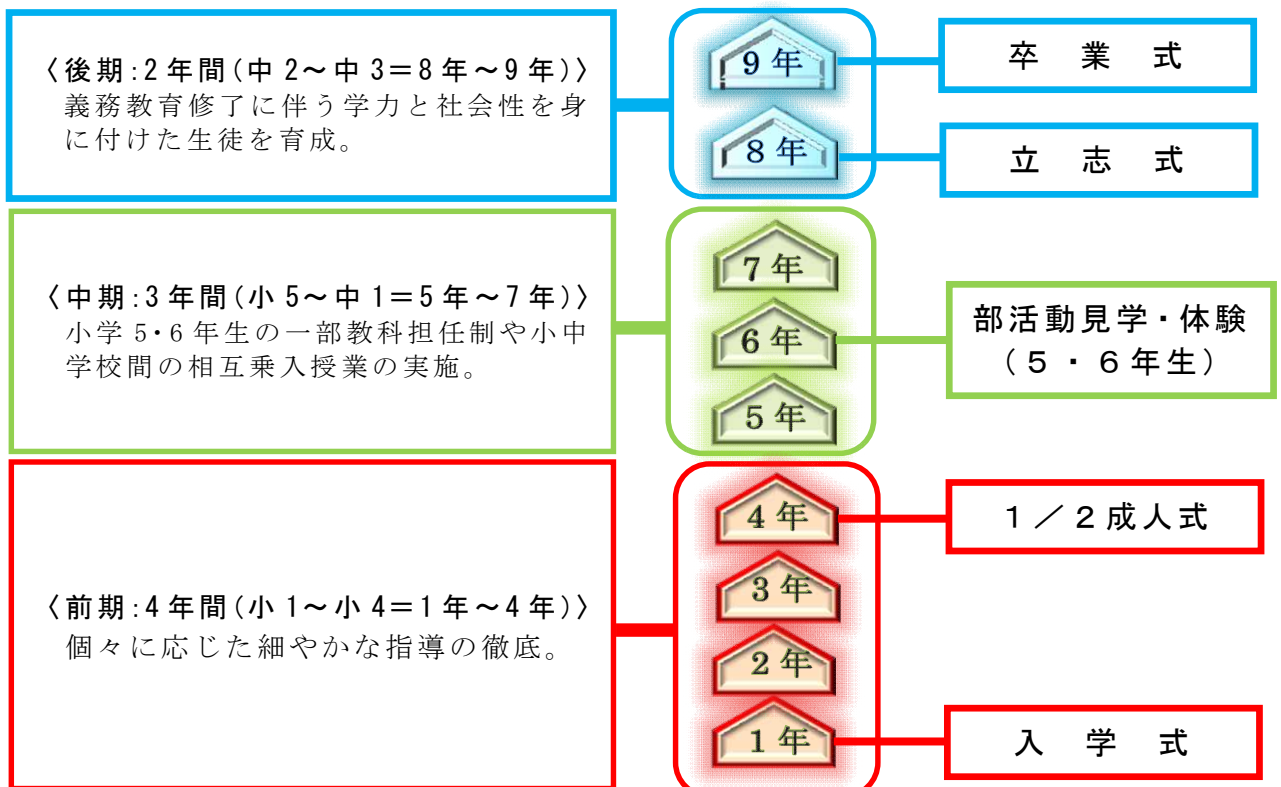
(5) 地域の人材活用と協働(共働)力強化

- ・学校と地域との連携・協働のための地域コーディネーターを配置し，積極的な繋がりから地域に誇りを持つ児童生徒の育成を目指す。

2. 小中一貫教育の指導体制

校長 1，副校長 1，教頭 2，主幹教諭 1，教諭 (+α)，養護教諭 1，学校事務 1

3. 小中一貫教育の学年のくくり (小学1年生から中学3年生までの9年間～イメージ)



鳴子温泉地域の児童・生徒数の推移

鳴子小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	11	8	7	8	14	8	56
令和3年度	13	11	8	7	8	14	61
令和4年度	5	13	11	8	6	8	51
令和5年度	8	5	13	11	8	6	51
令和6年度	2	8	5	13	11	8	47
令和7年度	4	2	8	5	13	11	43
令和8年度	2	4	2	8	5	13	34
令和9年度	2	2	4	2	8	5	23

※3⇔4年生で複式学級

※2⇔3年生で複式学級

川渡小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	8	16	19	17	16	20	96
令和3年度	12	8	15	18	17	15	85
令和4年度	9	12	8	16	18	17	80
令和5年度	14	9	13	8	16	17	77
令和6年度	4	14	9	13	8	16	64
令和7年度	3	4	14	9	13	8	51
令和8年度	11	3	4	14	9	13	54
令和9年度	4	11	3	4	14	9	45

鬼首小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	1	3	3	4	3	3	17
令和3年度	1	1	3	3	4	3	15
令和4年度	2	1	1	3	3	4	14
令和5年度	0	2	1	1	3	3	10
令和6年度	1	0	2	1	1	3	8
令和7年度	0	1	0	2	1	1	5
令和8年度	0	0	1	0	2	1	4
令和9年度	0	0	0	1	0	2	3

※1⇔2、3⇔4、5⇔6年生で複式学級

※1⇔2、3⇔4、5⇔6年生で複式学級

※3⇔4、5⇔6年生で複式学級

鳴子中学校	1年生	2年生	3年生	合計
令和2年度	42	25	25	92
令和3年度	30	40	24	94
令和4年度	24	30	40	94
令和5年度	24	22	30	76
令和6年度	26	24	22	72
令和7年度	27	26	24	77
令和8年度	20	27	26	73
令和9年度	27	20	27	74

区分 学年 年度	小学生							中学生				4校合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年生	2年生	3年生	合計	
令和2年度	20	27	29	29	33	31	169	42	25	25	92	261
令和3年度	26	20	26	28	29	32	161	30	40	24	94	255
令和4年度	16	26	20	27	27	29	145	24	30	40	94	239
令和5年度	22	16	27	20	27	26	138	24	22	30	76	214
令和6年度	7	22	16	27	20	27	119	26	24	22	72	191
令和7年度	7	7	22	16	27	20	99	27	26	24	77	176
令和8年度	13	7	7	22	16	27	92	20	27	26	73	165
令和9年度	6	13	7	7	22	16	71	27	20	27	74	145

①令和2～5年度の児童生徒数は5月1日現在の実数値

②令和6年度から令和9年度の児童生徒数は令和3年5月1日現在の見込数値。

③複式学級の基準：小学校は2個学年で16人以下（小1を含む場合は8人以下）、中学校は2個学年で8人以下

令和5年度 鳴子温泉地域学校統合準備委員会等スケジュール(案)

資料2

年 月			令和5年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議名等	統合準備委員会	回次			第1回		第2回			第3回			第4回	
		協議内容			・委員長等選出 ・スケジュール確認 ・統合校の場所， 校名選定方法 ・校舎改修計画の確認 ・各部会員選出依頼		・校名，校章，校歌の 募集方法 ・部会報告	校名募集		・校名の選定 ・校章，校歌の募集 時期等 ・部会報告	校章・校歌フレーズ募集		・制服，運動着，通学 カバンの最終候補 ・校章の選定 ・校歌制作方法等	
	通学部会	回次				第1回		第2回			第3回			
		協議内容				・部会長等選任 ・スケジュール確認 ・SBの利用基準 ・停留所の設定基準		・停留所の設定 ・SBの仮ルート設定 ・SB利用調査の検討			・調査のためのルート 案の提示 ・SB利用調査の日程			
	学校教育部会	回数				第1回	第2回		第3回・第4回	第5回			第6回	
		協議内容				・部会長等選任 ・義務教育学校 ・スケジュールの確認 ・主要事業の日程案 ・児童交流	・教育課程のシステム ・特別な教育課程 ・学校行事 ・地域連携教育 ・学校備品		・学校行事 ・地域連携教育 ・伝統芸能 ・文書管理 ・総合的な学習の時間 ・(仮称)鳴子学 ＜ワーキング＞ 養護教諭部会 ・児童生徒健診データ の取扱 ・保健関係事務	＜ワーキング＞ 図書館担当教諭部会 （含図書館支援員） ・児童生徒用図書の取 扱 ・School Pro の取扱			・学校行事 ・地域連携教育 ・伝統芸能 ・学校備品と文書管理 ・総合的な学習の時間 ・(仮称)鳴子学	
	総務部会	回数				第1回	第2回	第3回		第4・5・6回			第7回	
		協議内容				・部会長等選任 ・スケジュール確認 ・義務教育学校 ・制服，運動着，通学 カバンの取扱方針 アンケート調査	・制服，運動着，通学 カバンの取扱方針 （アンケート結果を基に 取扱方針を協議）	・制服，運動着，通学 カバンの選定方法		・制服1次選定 ・運動着1次選定 ・通学カバン1次選定		制服，運動着2次選定 児童・生徒・保護者 アンケート	・制服，運動着，通学 カバン最終選定 ・制服長袖シャツ， 上履きの取扱い	
校舎等整備	基本・実施設計					【履行期間】R5.7 ～ R5.9 【業務概要】既存校舎・屋内運動場改修工事								
	設計監理													
	建築工事													
	機械設備工事													
	電気設備工事													
	外構等工事													
その他整備	校舎前駐車場撤去及び遊具設置工事													
	備品購入													
手続等	スクールバス													
	閉校記念補助金													
	閉校記念事業													
	条例等改正													
	教育委員会													
	議 会			総務常任委員会			総務常任委員会			総務常任委員会		総務常任委員会		

令和6年度 鳴子温泉地域学校統合準備委員会等スケジュール(案)

年 月			令和6年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議名等	統合準備委員会	回次			第5回			第6回		第7回			第8回	
		協議内容	年度切替に伴うR6準備委員会委員及び各 部会員照会・決定		・募集した校歌のフ レーズ・単語の活用 方法 ・校歌の作詞作曲者 の選定	作詞作曲期間				・校歌完成(披露)			・これまでの協議内 容の確認	
	通学部会	回次		第4回		第5回				第6回				
		協議内容	年度切替に伴うR6準備委員会委員及び各 部会員照会・決定	・部会長等選任 ・R5年度協議事項の 確認 ・スケジュールの確認 ・SB利用調査日程の 確認	(SB利用調査) ・各停留所の利用人数 の把握 ・使用するSBの選定 (停留所の事前確認)	・SBの停留所及び ルート決定案の提示 ・SB利用申請書につ いて	「SB利用の手引き」作 成に向けた通学部会 担当教諭部会①	(SB利用申請書) ・各停留所の人数 ・SB利用のしおり	「SB利用の手引き」作 成に向けた通学部会 担当教諭部会②	・SB停留所及びルート 提示 ・「SB利用の手引き」 について	「SB利用の手引き」作 成に向けた通学部会 担当教諭部会③ ・座席指定 ・しおりの最終確認	・「1日入学」に向けた 準備	(SB業者との話し合い)	
	学校教育部会	回次		第7回		第8回	第9回	第10回・第11回		第12回		第13回		
		協議内容	年度切替に伴うR6準備委員会委員及び各 部会員照会・決定	・部会長等選任 ・令和5年度話合いの 確認 ・スケジュールの確認 ・児童交流の進捗確認 ・総合的な学習の時間 ・(仮称)鳴子学		・学校行事 ・教育課程編成 (年間指導計画) ・学校備品(寄贈品、石 碑、記念植樹、永年保 存含) ・移動物品の確認 (一般、教材) ・総合的な学習の時間 ・(仮称)鳴子学 ・学校徴収金	<ワーキング> 教科担当教諭部会 ・教科毎の部会 (理科、音楽、家庭、 図工、体育) 一般備品関係部会 ・児童生徒用机 ・教職員用事務机 ・その他一般備品 ・保健関係の移動物品 の確認	<ワーキング> 養護教諭部会 ・保険調査票 ・日誌等 <ワーキング> 図書館担当教諭部会 (含図書館支援員) ・移動図書の進捗 ・School Pro の取扱 の確認		・学校行事 ・週時程の決定 ・教育課程編成 (年間指導計画) ・移動物品の確認 (一般、教材) ・学校徴収金		・年間行事予定の決定 ・教育課程編成 (年間指導計画) ・備品の移動日程確認 ・学校徴収金の確認	(教育課程完成) (学級編成決定) (図書貸出中止、デー タ整理) (保健データ整理)	(教科備品及び一般備 品、図書等の移動)
	教育計画策定		策定部会① ・メンバー決定	引継ぎ事項と今後の 日程確認	策定部会② ・原案作成		策定部会③ ・策定全体会			策定部会 ・原稿執筆(分担)	・下書き原稿提出 ・清書原稿提出	・製本	・完成	
	総務部会	回次		第8回	第9回	第10回	第11回					第〇回		
		協議内容	年度切替に伴うR6準備委員会委員及び各 部会員照会・決定	・制服、指定運動着、 指定通学カバンの 詳細 仕様	・制服、指定運動着、 指定通学カバンの 詳細 仕様	・制服、指定運動着、 指定通学カバンの 詳細 仕様	・制服、指定運動着、 指定通学カバンの 詳細 仕様	配付用運動着購入			・これまでの協議 内容の確認			
校舎等整備	基本・実施設計													
	設計監理			【履行期間】R6.5 ～ R7.2										
	建築工事			【工事期間】R6.5 ～ R7.2 【工事概要】校舎改修 等										
	機械設備工事			【工事期間】R6.5 ～ R7.2 【工事概要】空気調和、換気、自動制御、監視カメラ 等設備										
	電気設備工事			【工事期間】R6.5 ～ R7.2 【工事概要】電灯、動力、受変電、構内情報通信網、構内交換、情報表示、拡声、誘導支援、テレビ協働受信、防犯・入退室、火災報知 等設備										
	外構等工事								バスロータリー、駐車場					
その他整備	校舎前駐車場撤去及び遊具設置工事							校舎前駐車場アスファルト撤去・遊具5種設置						
	備品購入							下駄箱	給食用食器・備品	カーテン				
手続等	スクールバス					乗降所・ルート確定 予算要求		予算審議(議会)			契約締結			
	閉校記念補助金			補助申請 交付決定	概算払									実績報告 補助金確定
	閉校記念事業						各校の閉校記念事業実行委員会を実施(閉校記念式典、閉校記念誌の作成、記念品の作成 等)							
	条例等改正			設置条例改正案検討・調整				設置条例 改正案上程	関連規則等改正					
	教育委員会			設置条例改正案検討・調整			設置条例審議	関連規則等審議						
	議 会			総務常任委員会			総務常任委員会	設置条例審議		総務常任委員会		総務常任委員会		

スクールバスの運行基準について

1 大崎市学校環境整備指針（平成 24 年 3 月策定）による運行基準

本市の「大崎市スクールバス運行管理規則」では、スクールバスの適正な運行及び管理について必要事項を定めている。また、大崎市の未来を担う子供たちの教育環境を充実するため平成 24 年 3 月に大崎市学校環境整備指針を策定し、スクールバスの運行基準について自宅から学校までの距離が下記の児童・生徒をスクールバス利用の対象者としており「行政区」で運行基準を判断している。

- 低学年（小学 1 年生～3 年生）：通学距離が片道 2 km 以上
- 高学年（小学 4 年生～6 年生）：通学距離が片道 4 km 以上
- 中学生（中学 1 年生～3 年生）：通学距離が片道 6 km 以上

対象行政区（大崎市スクールバス運行管理規則）

地域名	幼稚園	小学校	中学校
鳴子温泉	全域	中山西，中山東，向山，上原	中山西，中山東，向山，上原，蟹沢，小向，川東，原，田野，中川原，軍沢，寒湯，岩入西，岩入東

2 現在の運行状況について

（1）運行便数：登校時 1 便，下校時 1～2 便

（2）運行コース

	バスコース	乗車人数	停留所数	運行バス
1	上原コース①	川小：6 人	2	ハイエース（8 人乗り）
2	上原コース②	鳴中：2 人	2	ハイエース（8 人乗り）
3	中山平コース①	鳴中：7 人	2	ハイエース（10 人乗り）
4	中山平コース②	鳴小：9 人	5	ハイエース（14 人乗り）
5	上野々コース	鳴中：6 人	2	ハイエース（10 人乗り）
6	鬼首コース①（岩入）	鳴中：14 人	6	中型バス（29 人乗り）
7	鬼首コース②（原台）	鳴中：9 人	4	ハイエース（9 人乗り）

3 (仮称) 鳴子小中学校の運行基準

鳴子温泉地域は冬時期の降雪量が多く通学時間についても他地域と比べて多くの時間を要する。そのため、通学時の安全面を考慮し自宅から学校までの距離が次の児童生徒を対象者とし、「行政区」ではなく「児童生徒の通学距離」で運行基準を判断する。

※スクールバスの利用に伴う保護者の負担はないものとする。

- 義務教育学校 1～6 年生：通学距離が片道 2 km 以上
- 義務教育学校 7～9 年生：通学距離が片道 3 km 以上

◎ 令和 7 年度開校時の乗車対象人数

(単位：人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	7 年生	8 年生	9 年生	合計
児童生徒数	9	8	22	16	27	20	27	26	24	179
対象人数	8	6	17	15	23	16	21	20	16	142

4 今後の流れについて

① 仮ルートの設定

児童生徒の分布図等を基にバスの停留所及びルートについて検討を行い、仮ルートを設定する。

② 通学調査の実施

バスのサイズや台数を算定するためには停留所及びルートの乗車人数の実数を把握する必要があるため、開校時に在籍予定の全児童生徒に暫定の停留所及びルートを提示し、通学方法やスクールバスの利用形態について調査を実施する。

③ 仮ルートの変更・調整

通学調査の結果に基づき、仮ルートの変更やバスの大きさなど調整を行う。また、必要に応じて警察、関係各所との調整を行う。

④ 実走による検証

③で調整した仮ルートを実走し、バスのサイズや道路幅など走行上の問題点について検証を行う。

⑤ 仮ルートの変更・調整

実走の結果に基づき、仮ルートの変更やバスの大きさなど調整を行う。また、必要に応じて警察、関係各所との調整を行う。

⑥ スクールバス利用申請

開校時に在籍予定の全児童生徒に実際のスクールバスの運用に向けた利用申請を実施する。

⑦ バスルート及び時刻表の確定

スクールバス利用申請に基づき最終のバスルート及び時刻表について調整を行い確定する。

5 検討にあたっての基本方針

(1) 停留所について

停留所については、下記①～③の条件を満たす場所を選定する。また、1ルートの停留所を概ね3カ所程度とし、学校、公民館等安全にバスが停車できる場所での乗降を検討する。

停留所の選定条件

- ① 子どもの乗降の安全確保
- ② 車の待機場所等を確保
- ③ 走行間隔及び時間の確保

① 子どもの乗降の安全確保

国道（大きな道路）など交通量の多い道路で停車させて乗降させることは、子どもにとって危険であるため、既存の施設など安全に乗降が行える場所（停留所）を選定する必要がある。

※停留所やバスルートについて警察へ相談が必要（危険箇所や定期見回り関係）

② 車の待機場所等を確保

停留所までの保護者送迎が必要となる場合、送迎車の待機場所を確保する必要がある。また、地域の交通を妨げないように、なるべくスクールバスが一時的に退避できる場所に設置するよう努める。

※停留所が危ないという連絡が、各所（建設課等）に少なからず入っている

③ 走行間隔及び時間の確保

児童生徒の通学時間及びバスの運行上、停留所と停留所の間隔はある程度の距離を確保する必要がある。

(2) バスルートについて

① 道幅、車幅等を考慮しルートを決める

乗車人数を考えるとある程度の大きさのバスが必要となるため、狭い道路など通行が難しいルートを避ける必要がある。

② 学童保育の場所を通るルート

行きと帰りは原則として同じルート・同じ停留所とするが学童保育の場所を通る場合、行きとは別のルートとなるため、子どもにとって分かりやすいように乗降について十分に検討する必要がある。

下記資料につきましては個人情報保護の観点から掲載を省略させていただきます。

資料 4-1 鳴子温泉地域児童生徒分布図

資料 4-2 児童生徒分布図（〇〇学校）